

別表1 保育所入所基準指数表

〔基本指数〕

番号	保 護 者 の 状 況			指数	入所承諾期間		
	類 型	細 目					
1	居宅外労働 (自営含む)	月20日 以上	日中8時間以上の就労を常態	20	必要な期間		
			日中6時間以上8時間未満の就労を常態	18			
			日中5時間以上6時間未満の就労を常態	17			
			日中4時間以上5時間未満の就労を常態	15			
		月16日 以上	日中8時間以上の就労を常態	17			
			日中6時間以上8時間未満の就労を常態	16			
			日中5時間以上6時間未満の就労を常態	15			
月12日以上 (週3日)	日中7時間以上の就労を常態	14					
その他	勤務の態様から明らかに保育できない場合	12					
2	居宅内労働 (自営含む)	月20日 以上	日中8時間以上の就労を常態	19			
			日中6時間以上8時間未満の就労を常態	17			
			日中5時間以上6時間未満の就労を常態	16			
			日中4時間以上5時間未満の就労を常態	14			
		月16日 以上	日中8時間以上の就労を常態	16			
			日中6時間以上8時間未満の就労を常態	15			
			日中5時間以上6時間未満の就労を常態	14			
月12日以上 (週3日)	日中7時間以上の就労を常態	13					
その他	勤務の態様から明らかに保育できない場合	12					
3	両親不存在	死亡・離別・行方不明・拘禁		20			
4	出 産	出産予定月とその前後の各2ヵ月		13	5か月以内		
5	疾 病	入 院	1ヵ月以上を要する場合	20	必要な期間		
			常時臥床・精神性疾患	16~20			
		自宅内	一般療養(安静または週3日以上通院が必要)	15			
			一般療養(その他)	14			
6	心身障害者	(身体障害者手帳) 1・2級 (愛の手帳) 1・2・3度 (精神障害者保健福祉手帳) 1・2・3級		20			
		(身体障害者手帳) 3級 (愛の手帳) 4度		17			
		(身体障害者手帳) 4級		14			
7	自宅看護 (介護)	自宅内で常時臥床の高齢者・重度心身障害者等の常時介護		18	必要な期間		
		常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(全介護を除く)		16			
		通院・通所等付き添い(週5日、1日4時間以上)を含む介護		15			
		通院・通所等付き添い(週3日、1日6時間以上)を含む介護		12			
		上記以外		10			
8	災 害	火災等による家屋の損傷、その他の災害の復旧活動中		20			
9	特 例	就学・技能習得のため保育できない場合(指数は番号2を準用)		12~19	2か月以内		
		就職 内定者	月20日 以上	日中8時間以上の就労を常態		12	
				日中6時間以上8時間未満の就労を常態		11	
				日中4時間以上6時間未満の就労を常態		10	
			月16日 以上	日中8時間以上の就労を常態		11	
				日中6時間以上8時間未満の就労を常態		10	
				日中5時間以上6時間未満の就労を常態		9	
			月12日以上 (週3日)	日中7時間以上の就労を常態		7	
			求職のため日中外出を常態			生計中心者	10
						そ の 他	6

〔備考〕

1. 指数は、保護者が複数の場合は、それぞれの状況に基づいて認定し、そのうちの低い方の指数をその世帯の指数とする。
2. 入所対象月を超えて育児休業取得中に、入園でき次第復職するとの申立てを提出した場合、就職内定者として扱う。
3. 就労理由で申し込んだ方が出産される場合、産前産後5ヶ月は出産の指数とします。
但し、入所月に職場に復帰する場合は就労の指数、復帰しない場合は出産の指数とします。

4. 希望順位に関わらず、保育に欠ける程度の高い方から選考します。

第1希望は有利、第6希望は不利ということはありません。また、第1希望のみの希望が有利ということもありません。

〔調整指数〕（基本指数に下記指数（重複可）を加算する。）

1	特別な支援を要する世帯	1～10
2	ひとり親世帯及びこれに準ずる世帯	10
3	生活保護法による被保護世帯	8
4	育児休業取得により一時退園し、育児休業明けに再入園申込の場合	6
5	世帯の生計中心者の失業・倒産等により、緊急に生計費を得るための就労を要する※離職証明書要添付	5
6	離婚・死別後1年以内で、緊急に生計費をえるための就労を要する ※戸籍謄本等添付	5
7	保護者のいずれもが聴覚・言語障害3級以上の世帯	3
8	居宅内自営で危険な業種（火気・刃物・劇物・機械等の危険物を扱う業種）の場合	1
9	兄弟姉妹（卒園児を除く）が既に入所している保育園の入所を希望する場合	1
10	兄弟姉妹（双子等含む）が同時に入所を希望する場合	1
11	兄弟姉妹を同一園にする、転居・転職等により通園困難なために転園を希望する、延長保育を必要とし、延長保育指定園への転園を希望する場合。	1
12	保護者の一方が単身赴任中・長期入院中の場合（3ヶ月以上）※入院証明等添付	1
13	自営で中心者でない場合	-1
14	入所月前の就労実績が3か月未満の場合	-1
15	転園希望の場合（兄弟姉妹を同一園にする、転居・転職等により通園困難なために転園を希望する、延長保育を必要とし、延長保育指定園への転園を希望する場合を除く。）	-1
16	育児休業明け前の月に入所希望の場合	-1
17	65歳未満の同居親族が短時間内職・求職中の場合	-2
18	過去3か月分以上の保育料滞納（卒園児を含む）がある世帯	-5

*上記事由以外にも、必要がある場合には別途調整することができる。